○関東地方整備局告示第二百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月九日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十六号　相模原市緑区西橋本二丁目一〇〇番九から同市緑区西橋本二丁目四番五地先まで　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年八月九日

○関東地方整備局告示第二百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月九日　関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
北茨城市大津町北町字高井七二七番から同市大津町北町字藤ノ腰一〇〇四番一まで	前	一八・〇四～二四・二〇	〇・〇五九
	後	一八・〇四～四三・六五	〇・〇五九

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月九日　関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
横浜市金沢区瀬戸四四四七番三から同市金沢区瀬戸四五一三番三まで	前	二二・〇三～二八・六一	〇・一四〇
	後	二二・〇三～三二・七四	〇・一四〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月九日　関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
高崎市小八木町字村前一一三四番一から同市小八木町字村前一一三五番一まで	前	二六・六四～三一・五〇	〇・〇三〇
	後	二九・九〇～三一・五〇	〇・〇三〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月九日　関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　十六号　相模原市緑区西橋本二丁目一〇〇番九から同市緑区西橋本二丁目四番五地先まで　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年八月十日

○沖縄総合事務局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月九日　沖縄総合事務局長　能登　靖

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百二十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
名護市字辺野古上福地原六九〇番三四から同市字辺野古上福地原六九〇番三まで	前	二三・四四～六七・八五	〇・七一三
	後	一二・四八～一一三・三八	〇・六九〇

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年八月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年八月九日　沖縄総合事務局長　能登　靖

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百二十九号　名護市字辺野古上福地原六九〇番三四から同市字辺野古上福地原六九〇番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年八月九日